

## 夏期短期研修「台風時における対応」

(夏期短期研修実施要項 10 (8) より)

(8) 台風接近時における対応は以下のとおりとし、本センターWeb ページでも対応については随時公開する。なお、これは講座実施に関する本センターの対応であり、台風接近による特別休暇の付与とは異なるものであるので、講座中止時の動態については、受講者本人で所属長に指示を仰ぐこと。

① 台風が来る場合

ア 午前 7 時までに暴風警報が発表された場合は、バスが運行していても講座は中止する。又は午前 7 時までに暴風警報は発表されていないが、午前 7 時以降にバスの運行が停止される場合は、講座は中止する。

イ 講座中に暴風警報が発表された場合は、本センター所長が決定する。

② 台風が去る場合

ア 始発からバスの運行が再開されたときは、通常どおり講座を実施する。

イ 午前 10 時までにバスが運行されたときは、午後から講座を実施する。

ウ 午前 10 時以降からバスの運行が再開されたときは、講座は中止する。

③ その他

特別警報等が発表された場合も①、②に準ずるものとする。

※原則は上記のとおりとし、会場や講師の都合により変更も考えられるので、本センターWeb ページを確認すること。